♡ご結婚おめでとうございます♡

婚姻手続のご案内

窓口にお越しの際は、共通でご用意いただくもののほか、該当するそれぞれの手続に必要なものをお持ちください。手続によってはマイナンバーが必要です。

ご用意い	ナーナンく	± .0	(土油)
C/D/ESV 1	/_/_ \		

(R6.4.1)

- □ マイナンバーカード(お持ちの方)
- □ 本人確認書類(マイナンバーカードをお持ちでない方)
 - ・写真付きのものは1点 … 運転免許証、パスポート、障害者手帳など
 - ・写真付きでないものは2点 … 被保険者証(健康保険・介護保険)、社員証、学生証など
- □ 認印 (スタンプ印は不可)

出先機関のご案内

※出先機関については、取扱できない手続や取次となる場合があります。

- ◆総合センター(牟礼、山田、仏生山、香川、勝賀、国分寺)
- **◆支所**(塩江、庵治、香南)
- ◆市民サービスセンター(瓦町駅ビル8F I KODE 瓦町)
- ◆出張所 (市内 19 か所)

市役所での手続一覧

※詳細は、受付窓口で確認してください。

項目		内容	受付窓口(市外局番:087)	
		必要なもの(共通以外)	本庁舎	出先機関
住	民登録			
	婚姻届	・届出後、戸籍、住民票の反映に1週間程度かかります。	・市民課1階 3番窓□☎ 839-2282・守衛室(閉庁時間帯)	総合センター
	世帯主変更世帯合併	 ・住所を変更する場合は、住み始めた日から14日以内に届出 □ 転出証明書(市外から異動の場合) ※特例転入の場合は不要 □ 委任状(代理人の場合) □ 在留カード又は特別永住者証明書 (外国人の場合) ・世帯主を変更する場合、手続が必要 □ 委任状(代理人の場合) ・夫婦が同住所、別世帯の場合、婚姻届出の日から14日以内に世帯合併の手続が必要 □ 委任状(代理人の場合) 	市民課 1階 4番窓□	総合センター支所市民 SC【取次】※※特例転入、マイナポータルで手続きをした場合は不可
	住民基本台帳カードの記載事項変更旧姓併記	 ・姓、住所が変更になる場合、手続が必要 ・原則、本人又は同一世帯員が手続可能 □ 住民基本台帳カード □ 暗証番号 ①婚姻前の姓を住民票等に記載する場合、手続が必要 ②登録している旧姓を変更する場合、手続が必要 ③登録している旧姓を削除する場合、手続が必要 □ 併記希望の旧姓が記載されている戸籍謄本から現在戸籍に至る全ての戸籍謄本等 (①の場合) 	☎ 839-2282	総合センター支所
		□ 婚姻後の戸籍謄本等(②の場合)		

		内容	受付窓口(市	i外局番:087)
	項目	必要なもの(共通以外)	本庁舎	出先機関
	印鑑登録			総合センター支所【取次】
	マイナンバー カードの記載 事項変更 電子証明書の 発行	 ・姓、住所が変更になる場合、手続が必要 ・原則、本人又は同一世帯員が手続 □ 暗証番号 ・姓、住所が変更になる場合、e-taxなどに使う署名用電子証明書が失効するので、手続が必要 ・原則、本人が手続 □ 暗証番号 	マイナンバーカード 交付・更新会場 12階 ☎ 839-2287	総合センター支所市民 SC※※住民異動届と同日は不可
	本人通知制度の 登録変更	本籍地を市外から市内へ変更した場合、手続が 必要公要任状(代理人の場合)	市民課 ・総合センター ・支所 な 839-2282 ・出張所	
国	民年金の加入	• 受給者		
	氏名・住所変更	 第1号被保険者は手続不要 ※姓が変更になる場合は、年金手帳の氏名変更欄をご自身で記載(納付書はそのまま使用可能) 受給者は住所変更手続が必要な場合があります。 第2号、第3号被保険者は勤務先等でご確認ください。 	市民課 1階 6番窓口 ☎ 839-2322	総合センター支所
国	民健康保険			
	氏名・住所等の 変更 加入・資格喪失	・姓、住所、世帯主に変更がある場合、手続が必要 ・保険料が変更になる場合があります。	国保·高齢者医療課 1階 10番窓口 ☎ 839-2311	 総合センター 支所 出張所【取次】 ①を除く 市民 SC【取次】 総合センター 支所 市民 SC【取次】
继	胡亨龄老厍肉	波保険者証をお持ちの方		
	氏名・住所変更	 婚姻届出後、姓、住所に変更がある場合、新しい被保険者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証は、後日郵送されます。 ※被保険者証・限度額適用認定証廃止後は、資格確認書 ・旧の被保険者証等は、新しい証が届いてから返納又はご自身で破棄してください。 	国保·高齢者医療課 1階 9番窓口 18 839-2315	【すべて取次】 ・総合センター ・支所 ・出張所 ・市民 SC
介	隻保険被保険	者証をお持ちの方		
	氏名・住所変更	・婚姻届出後、姓、住所に変更がある場合、新しい被保険者証、負担割合証、各種減免認定証は、後日郵送されます。・旧の被保険者証等は、新しい証が届いてから返納してください。	介護保険課 1階 27、28番窓口 な 839-2326	総合センター支所市民 SC【取次】

項目		受付窓口(市外局番:087)		
		必要なもの(共通以外)	本庁舎	出先機関
障	がいのある方			
П	身体障害者、療育	・姓、住所が変更になる場合、手続が必要		
	精神障害者保健	□ 手帳(身体障害者手帳、療育手帳、		
	福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳)		
_				• 総合センター
	自立支援医療	・姓、住所、健康保険、保護者が変更になる場合、手		• 支所
	受給者証	続が必要		
		□ 自立支援医療受給者証		
		コ 新しい健康保険被保険者証(健康保険が変更になる場合)		
	障害者医療証、	・姓、健康保険、扶養義務者が変更になる場合、手続		
	後期高齢障害者	が必要	 障がい福祉課	• 総合センター
	受給資格者証		2階 23番窓口	• 支所
		□後期高齢障害者受給資格者証	8 839-2333	・市民 SC【取次】
		コ 新しい健康保険被保険者証(健康保険が変更になる場合)	- 000 2000	
	特別障害者手当、	・ 所得状況届、変更届の提出が必要		
	障害児福祉手当、	ロ 対象者及び世帯員のマイナンバーが確認で		
	福祉手当	きるもの		
	障害福祉サービ	・姓、住所が変更になる場合、手続が必要		
	ス受給者証、地	• 「利用者負減額 • 免除等申請書兼世帯状況 • 収		_
	域生活支援事業	入申告書」の提出が必要。		
	利用者証、通所	□ お持ちの受給者証等		
	受給者証			
*	子様がいる方			
00		サーク はない はんしゅう はん	T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	
Ш	子ども医療証	・姓、健康保険、保護者が変更になる場合、手続が		
		必要		総合センター
		※新しい被保険者証ができてから手続		・支所【取次】 ・市民SC【取次】
		ロ 子ども医療証 ロ 亦声後の独席/四路神/四路表記		
_	ロキイル	□ 変更後の健康保険被保険者証		
ΙШ	児童手当	・受給者が変更になる場合、認定・消滅手続が必要		
		・受給者に変更がない場合も、配偶者のマイナン		
		バー登録申請が必要		・総合センター
		・登録口座に変更がある場合、手続が必要		・ 支所
		・公務員の方は勤務先へ届出	こども家庭課	• 市民 SC【取次】
		□ 請求者の健康保険被保険者証 (国家公務員共済及び地方公務員等共済加入者の方)	6階 26番窓□	TPLC OO LAXACI
		□ 請求者の預金通帳又はキャッシュカードなど	a 839-2353	
		こ 晴水自り景並過帳及は4 ドラフュガー 7 なこ ※詳細はお問い合わせください。		
П	児童扶養手当	・資格喪失の手続が必要		
ш	70至八及,二	□ 児童扶養手当証書		
	娃别旧音吐姜 千业	・受給者が変更になる場合、手続が必要		
	147次に単次度下コ	・支配百万支更になる場合、手刷の必要□ 児童扶養手当証書		
<u> </u>	カレリ如今を生	ロ 児里扶食于ヨ証者 ・資格喪失の手続が必要		• 総合センター
ш	ひとり親家庭等			
	医療証 	※ひとり親家庭等医療証は返納してください。		
		・対象児童が小・中学生の場合は、子ども医療の手続が必要		
<u> </u>	クタサンチ の	□ ひとり親家庭等医療証 □ ひとり親家庭等医療証 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	こども保育教育課	
	保育施設等の	・保育所、認定こども園等の入所相談	6階 25番窓口	
	入所等	・世帯状況が変更になる場合、手続が必要	番 839-2358	<u>—</u>
	就学援助再申請	- ・就学援助を受けている場合、世帯構成が変わるの	学校教育課 10 階	
	水心丁二灰丹) 十十 計	で、再申請手続が必要	番 839-2616	_
2	Д Н	CV ロー COUNT CHILD A COUNT CHILD THE COUNT CHILD THE COUNT CHILD THE CHILD		
~	の他			
	市税の口座振替	・口座名義人が変更になる場合、手続が必要	 納税課	
		(Web口座申込みも、高松市HPより可能です。)	2階 17番窓口	_
		□ 預金通帳	a 839-2222	
		□ 銀行届出印	- 555 2222	

項目		内容	受付窓口(市外局番:087)	
		必要なもの(共通以外)	本庁舎出先機関	
	市営墓地	・市営墓地の使用者で姓・住所が変わる場合、氏名・ 住所変更手続が必要	市民やすらぎ課 11 階 ・支所【取次】	
	市営住宅	・ 入居、 同居、 退去する場合、 手続が必要	間にでは、	
	戸籍相談	・お子様の姓の変更など、戸籍に関する相談 毎月第3火曜日 9~16 時	市民相談-ナ 1階 🕿 839-2111	

市役所以外での主な住所変更等の手続

※詳細は、お問合せ先で確認してください。

項目		お問合せ先	
	厚生年金	・ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 ・高松西年金事務所 ☎ 087-822-2840 ・高松東年金事務所 ☎ 087-861-3866	
	健康保険(国保、後期高齢以外)	勤務先	
	運転免許証	・香川県運転免許センター ☎ 087-881-0645・最寄りの警察署	
	生命保険等	加入の生命保険会社等	
	預貯金口座等	各金融機関	
	普通自動車	香川県県税事務所自動車税課 🕿 087-806-0314	
	軽自動車	軽自動車検査協会香川主管事務所 ☎ 050-3816-3122	
	二輪車(126cc~)	四国運輸局香川運輸支局 250-5540-2075	
	難病患者	香川県健康福祉総務課 ☎ 087-832-3272	
	被爆者健康手帳	香川県健康福祉総務課 ☎ 087-832-3260	
	県営住宅	香川県住宅課 🕿 087-832-3587	
	国債(戦没者弔慰金)	償還金支払い場所又は証券保管証書に記載の郵便局	
	NHK受信料	☎ 0120-151515 (フリーダイヤル)	
	クレジットカード	各契約会社	
	携帯電話、固定電話	各契約会社	
	インターネット、電気、ガス、ケーブルテレビ	各契約会社	
	水道	香川県広域水道企業団 高松プロック統括センター お客さまセンター (市役所西 防災合同庁舎1階) ☎ 087-839-2731(お電話で手続ができます。)	
	郵便物の転送	最寄りの郵便局	

🜣 婚姻届出 🐯

●年齢

18歳に達していないと婚姻できません。

●婚姻届と同時の住所変更等

婚姻届と同時に住所変更、世帯合併をされる方は、住民異動届も提出してください。なお、休日・夜間窓口(守衛室)では、住所変更等の受付ができませんので、後日、市役所開庁時間内に手続をしてください。

●婚姻届書記入例

ホームページまたは窓口でご覧になれます。

【届出窓口・受付時間】

高松市役所1階3番窓口····平日8:30~17:001階守衛室·····平日17:00~翌日8:30

土・日・祝日及び年末年始の休日24時間

各総合センター・・・・・・平日 8:30~17:00